

平成17年度高知県人事委員会業務の状況

目 次

1 職員の競争試験及び選考の状況	1 p
（ 1 ）採用試験	1 p
（ 2 ）採用の選考	5 p
（ 3 ）昇任試験	6 p
（ 4 ）昇任の選考	6 p
2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	8 p
職員の給与等に関する報告及び勧告（平成17年10月）	9 p
3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況	13 p
4 職員に対する不利益処分に関する不服申立ての状況	14 p

「職員の給与に関する報告及び勧告」の詳細については、高知県人事委員会のホームページの「給与情報」をご覧ください。

1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用は、地方公務員法第 15 条において任用の根本基準として「職員の任用は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」とされている。このため、人事委員会は、職員採用上級試験等 5 種類の採用試験と、巡査部長昇任試験等 3 種類の昇任試験を実施している。

また、医師等の資格、免許を必要とする職及び研究職等の採用並びに一般職員等の昇任（警察官の昇任試験を除く。）については、選考によって行うことができるとしている。

なお、平成 17 年度においては、平成 16 年度に引き続き、身体障害者を対象とした職員採用選考考査を実施した。

(1) 採用試験

平成 17 年度の採用試験の実施状況は、次のア～ウの各表のとおりである。

各採用試験の受験者数は、上級試験 363 名（対前年 52.7%の減）、中級試験 51 名（17 年度は定期試験のみを実施：対前年 46.3%の減）、初級試験 179 名（対前年 16.4%の減）、警察官 586 名（対前年 26.8%の減）となっており、いずれの試験でも平成 16 年度を下回った。

受験者の増加に向けて、引き続き新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアを活用した広報活動を積極的に行うとともに、地元大学等で開催される公務員就職希望者に対する説明会への職員の派遣などを通して、受験者の確保に努めていくことが必要である。また、質の高い人材を確保するためには、魅力ある職場づくりも欠かすことができないものであることから、任命権者も、人材の育成・活用、勤務環境の整備などに努めることが重要である。

ア 試験の実施方法等

人事委員会の行う採用試験の種類及び試験の実施内容等は、次のとおりである。

試験区分	試験の程度	試験方法	
		第 1 次試験	第 2 次試験
上 級	大学卒業程度	教 養 試 験 専 門 試 験	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体検査
中 級	短期大学卒業程度		論文試験 集団面接 個別面接 適性検査 身体検査
初 級	高等学校卒業程度	教 養 試 験 専門試験(技術)	作文試験 集団面接 個別面接 適性検査 身体検査
警 察 官 A (男性・女性)	大学卒業程度	教 養 試 験 身 体 検 査 体 力 試 験 実 技 試 験 (警察官 A (武道指導) のみ)	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体精密検査
警 察 官 B (男性・女性)	高等学校卒業程度		作文試験 集団面接 個別面接 適性検査 身体精密検査

(注) 1. 警察官 A (男性) 及び B (男性) の第 1 次試験は、警視庁 (東京都) 及び大阪府と共同で実施している

2. 警察官の試験区分のうち A は大学卒業者、B はその他の者を対象とする (以下、各表について同じ。)

イ 実施日程

平成 17 年度の採用試験は、次の日程により実施した。

試験区分	試験公告	受付期間	第 1 次試験	第 2 次試験	合格発表
上 級	5 月 13 日	5 月 16 日 ～ 6 月 2 日	6 月 26 日	7 月 25 日～ 7 月 29 日	8 月 15 日
中 ・ 初 級	7 月 12 日	8 月 12 日 ～ 9 月 1 日	9 月 25 日	10 月 24 日～ 10 月 28 日	11 月 17 日
警 察 官 A (男性・女性)	5 月 13 日	5 月 16 日 ～ 6 月 2 日	7 月 10 日	8 月 4 日～ 8 月 10 日	8 月 25 日
警 察 官 B (男性・女性)	7 月 12 日	8 月 12 日 ～ 9 月 1 日	10 月 16 日	11 月 10 日～ 11 月 15 日	12 月 1 日

ウ 採用試験の実施状況

平成 17 年度の採用試験の実施状況は、次のとおりである。

(ア) 上級試験

(単位 人)

試験区分	受験者数			合格者数			倍率	採用者数(18.4.1現在)		
	男	女	計	男	女	計		男	女	計
行政	155	117	272	6	4	10	-	2	1	3
	7	5	12							
県立病院事務	9	5	14	0	2	2	-	0	2	2
	79	80	159							
土木	13	0	13	2	0	2	6.5	2	0	2
建築	6	4	10	1	1	2	5.0	1	1	2
農業	10	13	23	1	1	2	11.5	1	1	2
化学	11	15	26	2	0	2	13.0	2	0	2
建築設備	3	0	3	1	0	1	3.0	1	0	1
薬剤師(県立病院)	0	2	2	0	1	1	2.0	0	1	1
獣医師	0	0	0	0	0	0	-	0	0	-
合計	207	156	363	13	9	22	16.5	9	6	15

(注) 行政及び県立病院事務の受験者数は、上段が第一志望、下段が第二志望

(イ) 中級試験

(単位 人)

試験区分	受験者数			合格者数			倍率	採用者数(18.4.1現在)		
	男	女	計	男	女	計		男	女	計
診療放射線技師(県立病院)	4	0	4	1	0	1	4.0	0	0	0
看護師	6	41	47	3	21	24	2.0	3	20	23
合計	10	41	51	4	21	25	2.0	3	20	23

(ウ) 初級試験

(単位 人)

試験区分	受験者数			合格者数			倍率	採用者数(18.4.1現在)		
	男	女	計	男	女	計		男	女	計
一般事務	54	49	103	1	2	3	-	0	1	1
	14	28	42							
警察事務	15	27	42	0	3	3	-	0	2	2
	25	29	54							
県立学校事務	6	9	15	0	1	1	-	0	1	1
	28	19	47							
小中学校事務	8	6	14	1	0	1	-	1	0	1
	9	9	18							
土木	4	1	5	1	0	1	5.0	1	0	1
合計	87	92	179	3	6	9	19.9	2	4	6

(注) 一般事務、警察事務、県立学校事務及び小中学校事務の受験者数は上段が第一志望、下段が第二志望

(工) 警察官

a 高知県志望者

(単位 人)

試験区分		区分	受験者数	合格者数	倍率	採用者数 (H18.4.1現在)
A		男性	290	44	6.6	38
		男性(武道指導)	5	2	2.5	2
		女性	53	3	17.7	3
B		男性	203	25	8.1	21
		女性	35	3	11.7	3
合計			586	77	7.6	67

b 他団体志望者(共同実施分)

(単位 人)

志望団体	区分	採用予定者数	受験者数			合格者数
			第1志望	第2志望	合計	
東京	A	3	5	68	73	3
	B	2	2	47	49	2
大阪	A	3	0	110	110	2
	B	2	2	91	93	1

工 試験成績の開示請求の状況

(単位 人、%)

試験区分	第1次試験			第2次試験		
	開示対象者	請求者	請求率	開示対象者	請求者	請求率
上級	286	22	7.7%	77	26	33.8%
中級	11	1	9.1%	40	8	20.0%
初級	152	6	3.9%	27	6	22.2%
警察官	371	25	6.7%	215	51	23.7%
計	820	54	6.6%	359	91	25.3%

(注) 第1次試験の人数には、第2次試験受験者で最終合格決定日までに辞退した人を含む。

(2) 採用の選考

次に掲げる場合の採用は、選考によって行っており、平成 17 年度の採用選考の実施状況は、下記の各表のとおりである。

- ・ 4 等級（係長級）以上の職へ採用する場合
- ・ 技能職へ採用する場合
- ・ 国又は人事委員会を置く他の地方公共団体の試験の合格者を、当該職と同等以下の職に採用する場合
- ・ かつて職員であった者をその者の任用されていた職と同等以下の職に採用する場合
- ・ 現に国等の職員である者を当該職と同等以下の職に採用する場合
- ・ 試験を行っても十分な競争者が得られない職又は順位の判定が困難な職に採用する場合
- ・ 前各号のほか、人事委員会が競争試験によることが不適當であると認める場合

ア 一般職員

（身体障害者を対象とした採用選考試験による採用については、ウで別途計上）

（単位 人）

職種		職の等級				
		1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5~7 等級
事務系	一般事務		2	1	2	4
	管理主事等	1	7	16	4	2
	計	1	9	17	6	6
技術系	医師			3	13	(15)
	獣医師					1
	土木			1		
	林業					
	建築					
	情報管理					
	職業訓練指導員					
	研究員					
	その他		1	1		3
計		1	5	13	4 (15)	
合計		1	10	22	19	10(15)

医師の選考の（ ）は、任命権者に選考を委任しているものであり、計には含まない。

イ 警察官

（単位 人）

職種		階級			
		警部以上	警部補	巡査部長	巡査
警察官		8	2	2	2

ウ 身体障害者を対象とした採用選考試験

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、身体障害者の雇用の促進をはかることを目的として採用選考試験を行った。実施状況は、以下のとおりである。

(単位 人)

試験区分	区分	受験者数	合格者数	倍率	採用者数 (18.4.1現在)
警察事務 (初級試験相当)		17	2	8.5	1

(3) 昇任試験

昇任試験は、警察官についてのみ行っており、巡査部長、警部補、警部の各階級について実施している。

合否は、筆記試験、口述試験及び術科試験の結果並びに勤務成績等の評定結果に基づき決定している。

17年度の警察官の昇任試験の実施状況は、次のとおりである。

(単位 人)

階級	区分	受験者数	合格者数	倍率
警部	一般試験	92	17	5.4
	専門試験	15	3	5.0
警部補	一般試験	150	16	9.4
	専門試験	66	4	16.5
巡査部長	一般試験	295	26	11.3
	専門試験	46	3	15.3
合計	一般試験	537	59	9.1
	専門試験	127	10	12.7

(4) 昇任の選考

職員の任用に関する規則第6条に定める職への昇任及び警察官の任用に関する規則第9条に規定する場合の昇任は、それぞれ選考により行っている。

17年度の昇任選考の実施状況は、次のとおりである。

ア 一般職員

(単位 人)

職種	職の等級	1等級	2等級	3等級	4等級
事務		12	18	74	93
技術		7	27	90	76
合計		19	45	164	169

(注) 5等級及び6等級への昇任については、任命権者に選考を委任している。

イ 警察官

(単位 人)

階級 職種	警視	警部	警部補	巡査部長
警察官	14(6)	22(22)	10(9)	3(0)

(注) ()の退職時昇任の数で、計に含んでいる。

- 2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
職員の給与等に関する報告及び勧告（平成17年10月）
勧告等の骨子

勸告等の骨子

平成17年10月7日
高知県人事委員会

勸告のポイント

本年の給与改定

(1) 公民給与の逆較差を解消するため、2年振りに月例給の引下げ改定

～ 給料月額引下げ及び配偶者に係る扶養手当の引下げ

(2) 期末・勤勉手当（ボーナス）の引上げ（0.05月分）

給与構造の抜本的な見直し

～年功重視から職務重視、勤務実績の給与への反映

(1) 給料表の見直し、(2) 昇給制度、勤勉手当制度の見直し

1 公民給与の較差（月例給）

較差 1,304円 0.34%

（知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）第3条の規定に基づく給与の減額措置後の較差は10,224円 2.75%）

2 本年の給与改定

(1) 勸告の内容

給料表

現行の給料表を国家公務員の俸給表の改定に準じて引下げ改定。小学校・中学校等教育職給料表及び高等学校等教育職給料表につき、参考モデル給料表（全国人事委員会連合会作成）に基づいて引下げ改定

諸手当

国家公務員の諸手当の改定に準じて改定

ア 扶養手当

・ 配偶者に係る扶養手当の支給月額を500円引下げ 13,500円 13,000円

イ 医師の初任給調整手当

・ 医療職（1） 最高 307,900円 306,900円

・ 医療職（1）以外（医系教員等） 最高 50,200円 50,000円

ウ 期末・勤勉手当

年間支給割合 4.40月分 4.45月分（0.05月分）

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
本年度	期末手当	1.4月（支給済み）	1.6月（改定なし）
	勤勉手当	0.7月（支給済み）	0.75月（現行0.7月）
18年度	期末手当	1.4月	1.6月
	勤勉手当	0.725月	0.725月

実施時期

給料月額引下げの改定であるため、遡及することなく、関係条例の公布日の属

する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から実施。ただし、勤勉手当の平成 18 年度以降の支給割合については、平成 18 年 4 月 1 日から実施。

改定額（率） （行政職給料表適用職員）

	給料の月額	諸手当	計
平成 17 年 4 月	361,038 円	21,696 円	382,734 円
改定率 (率)	1,164 円 (0.30%)	156 円 (0.04%)	1,320 円 (0.34%)
改定後の額	359,874 円	21,540 円	381,414 円

行政職職員数 4,396 人 平均年齢 43 歳 6 月 平均経験年数 22 年 6 月
 (全職員 14,389 人 平均年齢 43 歳 7 月 平均経験年数 21 年 9 月)

年間給与

行政職給料表適用職員の、勧告後の平均給与は、勧告前と比較すると約 1,800 円、0.03%の減少となる。

勧告前の平均年間給与額	勧告後の平均年間給与額	差し引き
6,373,021 円	6,371,185 円	1,836 円

(2) 報告の内容

- ア 公民較差を考慮した給料表の引下げ改定であり、4 月からの公民較差相当分を解消させる観点から所要の調整を行うことが情勢適応の原則にもかなうものである。しかしながら、本年は特例条例により職員の給与が減額されており、較差相当分については、減額措置により解消し得る状況にあると認められることから、こうした調整を行わないことが適当と考える。
- イ 特殊勤務手当について、人事院は、引き続き手当ごとの実態等を精査して所要の見直しを図るための検討を進めるとしており、その動向を見守っていく必要がある。また、官民比較方法の見直しについても、その動向を注視していく必要がある。
- ウ 職員の所有に係る住宅に対する住居手当については、住宅を新築・購入後 5 年を超える期間について支給することについては、具体的に検討すること。
- エ 総務省の「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」では、地方公共団体における給与決定の考え方、人事委員会機能の強化のあり方等を主な調査・研究テーマとして具体的な検討を進めており、その動向について注視していく必要がある。

3 給与構造の見直しに関する事項

(1) 勧告の内容

改正内容

- ア 給料表の水準を、国家公務員の俸給表の改定に準じて引下げ
- イ 小学校・中学校等教育職給料表及び高等学校等教育職給料表についても、他の給料表との均衡が図られるよう水準引下げ
- ウ 昇給制度については、国家公務員に対する改定に準じて改定。ただし、国家公務員に対する昇給に関する特例措置は講じないものとする。
- エ 調整手当を地域手当に改め、国家公務員に対する改定に準じて改定する。ただし、異動した職員等に係る特例措置は講じないものとする。

実施時期

平成 18 年 4 月 1 日から実施

経過措置

- ア 切替日における給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しない職員等に対しては、国家公務員に対する措置に準じて所要の措置を講ずる。
- イ 地域手当の支給割合については、国家公務員に対する措置に準じて所要の措置を講ずる。

(2) 報告の内容

本県の給与制度は、国家公務員に準じた制度とその運用がなされており、国家公務員に対する制度改革の趣旨に沿って所要の措置を講ずることが情勢適応の原則にかなうものであると考える。

ア 給料表の見直し

年功重視から職務重視への給料表の見直し、昇給等における勤務実績の的確な反映を目指すという観点から、給料表の級構成、号給構成及び給与カーブの是正を行うため、国家公務員の俸給表の改定に準じて見直す必要がある。

イ 地域手当の新設

県外事務所に勤務する職員等に対して支給されている調整手当を地域手当に改め、国家公務員に対する改定に準じて見直す必要がある。ただし、異動保障の特例については、本県では必要ないものとする。

ウ 昇給制度及び勤勉手当制度等

勤務実績への反映ができるよう、国家公務員に対する制度改革の趣旨に沿って見直す必要がある。

昇給のための勤務成績判定期間は、前年の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとし、昇給時期については、人事評価に係る取組を考慮して定める必要がある。

エ 経過措置

切替により、新給料表の給料月額が切替日前日の給料月額に達しない職員に対しては、国家公務員に対する経過措置に準じて所要の経過措置を講ずる必要がある。

国家公務員に対する昇給抑制の経過措置は、本県では必要ないものとする。

地域手当の経過措置については、国家公務員の措置に準じて所要の措置を講ずる必要がある。

オ その他

国家公務員における給与構造の改革に伴う特別調整額（管理職手当）等については、今後検討していく必要がある。

4 公務運営に関する事項

ア 公務員制度改革

政府は、昨年 12 月に「今後の行政改革の方針」を閣議決定し、公務員制度改革について当面の取組方針を示し、行政改革を更に積極的に推進していくこととしているが、人事院においても、複雑・高度化する行政ニーズにこたえるために、公務員は国民本位の効率的行政を支える行政の専門家集団となる必要性を表明している。また、公務のあり方についても引き続き関心を持って研究することとしている。こ

のような国の動向を注視していく必要がある。

イ 人事評価制度

さらに能力・実績に基づく人事管理を進めていくために、客観的で公正性や透明性が高く、実効性のある人事評価制度の整備を速やかに進めていく必要がある。

そのためには、職員、各任命権者及び職員団体の理解・納得が得られるように関係者間で十分協議を行うことが必要である。

ウ 職員の人材確保

人事院においては、多様な有為の人材を確保し民間経験者の採用機会を拡大するために、平成 18 年度導入を目途として各府省の選考採用による経験者採用システムを検討することとしているが、今後の具体的な取組を注視していく。

エ 総実勤務時間の短縮等

総実勤務時間の短縮には、引き続き、積極的に取り組む必要がある。

時間外勤務については、事務の簡素・合理化、業務配分の見直し、目安時間による時間管理等により、更に縮減に向けて取り組む必要がある。併せて、管理的地位にある職員は、事前命令の徹底など適切な時間管理に努め、また、職員一人ひとりも業務に対する時間管理の意識を向上させることが必要であり、職場全体で取り組むことが重要である。

年次有給休暇については、計画的・連続的な取得が図られるよう、管理的地位にある職員や職員一人ひとりが休暇を取得しやすい職場環境の整備に努めることが必要である。

また、職員の心身両面にわたる健康の保持・増進をはかることが重要であり、メンタルヘルスを含めた健康管理対策を引き続き推進する必要がある。

オ 職業生活と家庭生活の両立支援

職業生活と家庭生活の両立を支援することは、公務能率の維持・向上のためにも重要であり、育児休業等を取得しやすい環境を整備するための必要な措置について、引き続き取り組むとともに、男性職員の育児参加を進めることが必要である。また、「次世代育成支援行動計画」の着実な実施を図る必要がある。

カ セクシュアル・ハラスメント

良好な勤務環境の確保につながるものであり、引き続きその防止に努めるとともに、相談体制についても、気軽に相談できるよう、一層の取組を進めることが必要である。

キ 職員の意識改革

行政に対する県民の信頼確保に向け、職員の意識改革を徹底し、個々の職員が全体の奉仕者としての使命を自覚し、公正な職務の執行に精励することが必要である。

5 給与の減額措置

本年度から特例条例による給与の減額措置が行われている。この減額措置は、厳しい財政状況におかれていること、緊急避難的な時限措置であること、職員団体との話し合いがなされていることなど諸般の事情を考慮すると、やむを得ないものであると考えるが、職員の士気及び生活への影響などが憂慮されるところであり、特例条例に定める期間が満了次第、勧告に基づく本来の給与水準が確保されることを期待する。

3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して地方公共団体の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができる。人事委員会は、措置要求がなされたときは審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて自らこれを実行し、又は当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告を行うこととされている。

平成 16 年度における措置要求とその処理状況は、次のとおりである。

措置の要求件数及び処理状況

(単位 件)

前年度末係属数 (A)	年度内要求数 (B)	計 (A) + (B)	処 理 状 況			年度末係属数
			判定	取下	計	
1,103	0	1,103	1	0	1	1,102

係属数には、昭和 43 年の 1,101 件の大量事案を含む。

4 職員に対する不利益処分に関する不服申立ての状況

職員が任命権者から懲戒その他その意に反すると認められる不利益な処分を受けたと思うときは、地方公務員法第49条の2の規定により人事委員会に対して不服申立てをすることができる。

人事委員会はその不服申立てを受理したときは、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取消し、及び必要がある場合においては、任命権者にその職員の受けるべきであった給与その他の給付を回復するため必要かつ適切な措置をさせる等、その職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をすることとされている。

平成16年度における不服申立てとその処理状況は、次のとおりである。

不服申立て件数及び処理状況

(単位 件)

(1)(一般事案)(県分)

前年度末 係属数 (A)	年度内 申立数 (B)	計 (A)+(B)	準備 手続	口頭 審理	計	処 理 状 況					年度末 係属数
						判 定	打 切	却 下	取 下	計	
10	3	13	2回	7回	9回	3	0	2	0	5	8

係属数には、昭和41年以前の3件を含む。

(一般事案)(受託分)

前年度末 係属数 (A)	年度内 申立数 (B)	計 (A)+(B)	準備 手続	口頭 審理	計	処 理 状 況					年度末 係属数
						判 定	打 切	却 下	取 下	計	
2	1	3	7回	-	7回	0	0	0	0	0	3

(2)(争議事案)(県分)

前年度末 係属数 (A)	年度内 申立数 (B)	計 (A)+(B)	準備 手続	口頭 審理	計	処 理 状 況					年度末 係属数
						判 定	打 切	却 下	取 下	計	
6,113	0	6,113	-	-	-	0	0	0	0	0	6,113

係属数には、昭和60年以前の5,283件の大量事案を含む。